

令和4年度

地域包括支援センターの運営方針 案

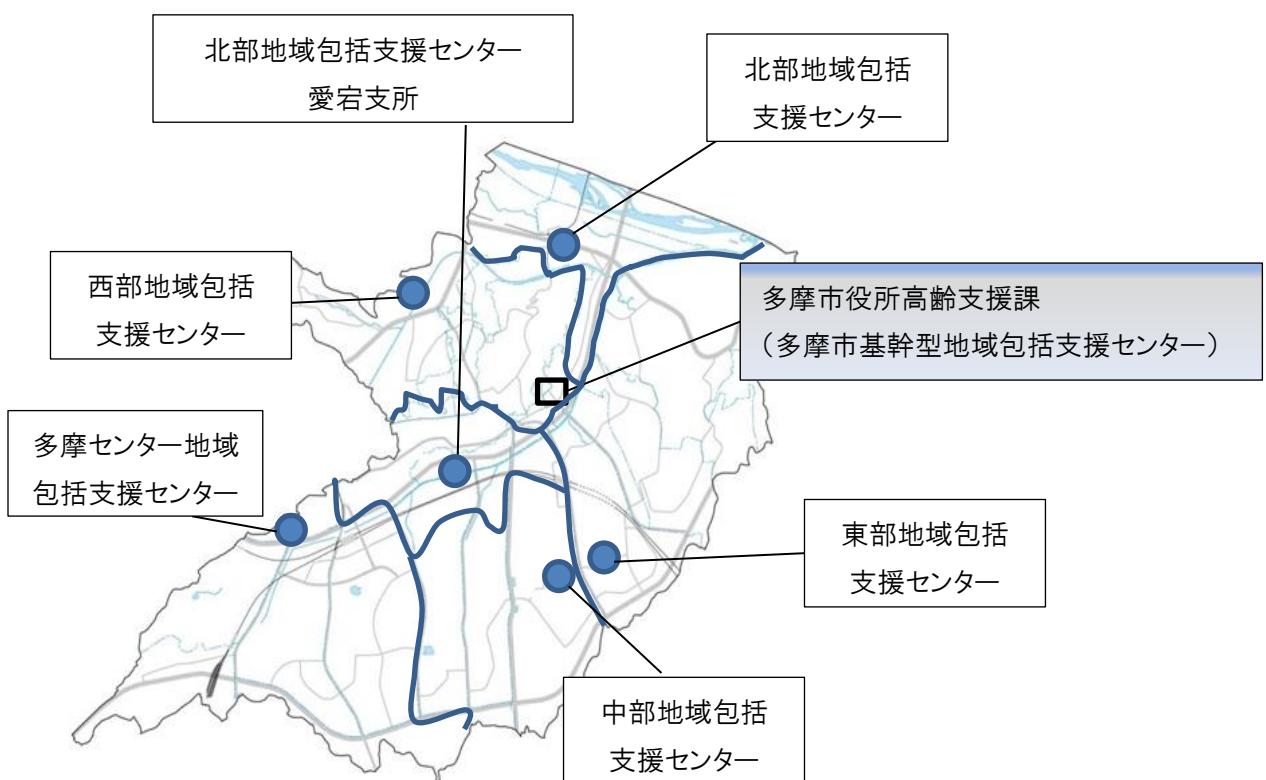
令和4年1月26日
健康福祉部高齢支援課

1 運営方針

この運営方針は、「多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、多摩市地域包括支援センターが、地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施に係る方針について示すものである。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目指し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に向けて、以下の方針を掲げる。

2 組織・運営体制



下線部→文言の修正
網掛け→追記、目標値変更等

センター名	担当区域 (番号はコミュニティエリア)		高齢者人口 (令和4年 1月1日 現在)	専任 職員数	認知症地域支援 推進員 (包括職員兼務)	計
西部	4	東寺方(3丁目を除く)落川・百草・和田(3丁目を除く)・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取(地番)	6,040	4	1	5
	3					
東部	2	連光寺・聖ヶ丘 馬引沢・諏訪	8,478	5	1	6
	6					
多摩センター	9	落合・鶴牧・南野2~3丁目・唐木田・中沢・山王下	9,669	5	1	6
	10					
中部	7	永山2~7丁目・貝取2~5丁目・豊ヶ丘2~6丁目・南野1丁目	10,688	6	1	7
	8					
北部	1	関戸1~5丁目・一ノ宮・愛宕・東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・永山1丁目・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目	8,178	5	1	6
	5					
計			43,053	25	5	30

多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（人員数の根拠）

(1) おおむね 6,000人以上 8,000人未満

前項各号に掲げる者のうちから 1人(4人) 認知症地域支援推進員加え(5人)

(2) おおむね 8,000人以上 10,000人未満

前項各号に掲げる者のうちから 2人(5人) 認知症地域支援推進員加え(6人)

(3) おおむね 10,000人以上 12,000人未満

前項各号に掲げる者のうちから 3人(6人) 認知症地域支援推進員加え(7人)

3 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 委託型地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターにおける共通事項

① 重点目標及び事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の特性や実情に応じて、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして年度当初に本運営方針の内容に沿って重点目標及び事業計画を策定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努める。また少なくとも四半期に一度進捗状況を確認するものとし、適正な運営に努める。

※重点目標については、第2層生活支援コーディネーターと地域課題について協議の上具体的なアプローチ方法を検討する、等の工夫を行い現状に即した目標を策定する

② 設置場所

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫するなど、環境を整備し、状況に応じてパンフレットやチラシの手配や作成等を行い、窓口の周知を適切に行う。

③ 職員の姿勢

地域包括支援センターの保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、それぞれの専門性を活かしつつ、相互に情報共有し、理念・方針を理解した上で、業務全体を「チーム」として連携・協働する体制を構築する。

地域包括支援センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしく、かつ自立した生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、高齢者が持つ課題を分析して、公正・中立に業務を遂行する。

④ 地域との連携

地区連絡会、地域との会合等の場を通じて、地域の住民、関係団体や事業者等と連携体制を構築する。また地域が抱える課題を把握し、地域ケア会議等を通じて、地域と連携し解決に向け取組む。

⑤ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、多摩市個人情報保護条例に基づくものとする。

ア 個人情報保護管理者を設置する。

イ 市が貸与する地域包括支援センターシステムの利用にあたっては、「地域包括支援センターシステム利用手順書」を遵守する。

ウ 個人情報を含む資料は、パソコン、可搬媒体（ＵＳＢ等）、紙等、その形態に関わりなく、必ず鍵のかかるロッカー等で保管する。また、個人情報を含む電子データについては、必ず暗号化やパスワードで保護する。

エ インターネットを介した個人情報のやり取り（個人情報を含んだZoomやWebex等のWeb会議やメール、個人を特定できるような情報を携帯電話等で写真撮影）は行わないこととし、取り扱いには十分注意する。

オ 個人情報の流出、または個人情報の取り扱いに重大な不備があった際は、速やかに内容及び対応等を記録の上報告書を市に提出し再発防止策を検討する。市は再発防止が適正に行われているかどうか、適宜確認する。

⑥ 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合やケース対応の中で苦情が発生した場合は、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに経過や対応等を記録の上報告書を市に提出し、原因の分析、再発防止策を検討し、協力して解決する。

⑦ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、市民・関係者への感染防止策及び職員への感染防止策等の必要な措置を講ずること。

⑧ 公正・中立性確保について

多摩市の高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努める。

運営費用が市民の介護保険料と公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

多摩市地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センター業務についての報告、説明等を行う。

市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努める。

(2) 委託型地域包括支援センター業務

① 総合相談支援業務

地域包括支援センターが、3職種で連携しつつ基盤的役割である総合相談の実施かつ高齢者が持つ課題を分析し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。

また、ケースの進捗管理や事例の分類を適切に行い、情報を地域包括支援センターシステムに適宜入力するなど、市と情報共有を行う。

ア 地域におけるネットワーク構築業務

- (ア) 地域の関係機関の社会資源やニーズの把握
- (イ) 地域におけるネットワーク構築
- (ウ) 地域住民への互助・共助の啓発活動および情報提供
- (エ) 地域包括ケアシステムにおける関係機関との連携体制の構築

イ 地域の高齢者の実態把握業務

- (ア) ネットワークを活用した情報が得られやすい体制の構築および地域活動の参加による情報収集、訪問活動
- (イ) 地域包括見守り名簿等を利用し民生委員と情報共有を図り、災害時や緊急時等に備えた体制構築

ウ 総合相談業務

- (ア) 初期段階での相談対応（利用者基本情報・アセスメントシート・基本チェックリストを活用しアセスメントを行う）
- (イ) 支援計画に基づく継続的かつ専門的な相談支援
- (ウ) 解決困難な相談事例における適切な進捗管理と3職種の連携による対応
- (エ) 基幹型地域包括支援センターへの報告と連携

エ 高齢者以外の他分野の関係機関との連携

地域特性に応じたテーマを設定した 民生委員連絡会の開催	目標値：1回
--------------------------------	--------

② 権利擁護業務・虐待防止・消費者被害

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。また、日常の総合相談で権利擁護の必要性について早期に気付き関係機関と連携して対応できるよう、常に権利擁護の観点をもって業務にあたる。また状況に応じてパンフレットやチラシの手配や作成等を行い、普及啓発を適切に行う。

ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

- (ア) 広報啓発と相談
- (イ) 手手続きの説明と申立へのつなぎ
- (ウ) 地域の医療機関等との連携

イ 老人福祉施設等への措置などの援助

- (ア) 緊急対応の必要性の判断
- (イ) 老人福祉法上の措置が必要と判断した場合の区市町村との連携
- (ウ) 措置実施後の状況把握

ウ 高齢者虐待の防止と対応

- (ア) 関係機関等との高齢者虐待の予防・防止の視点、早期発見、リスクの共有
- (イ) 通報を受けての情報収集・アセスメント・コアメンバー会議開催要請
- (ウ) 虐待と認定した根拠となる事象の解消のための適切な支援の実施
(関係機関との方針共有・役割分担、養護者への支援、ケースの進捗管理)

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に問題が生じている場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職種が相互に連携し、地域包括支援センター全体で対応する。

オ 消費者被害の防止

- (ア) 各専門団体や機関との連携強化による消費者被害情報の把握
- (イ) 消費者被害情報の地域の民生委員、介護支援専門員等への伝達と連携
- (ウ) 被害実態を把握した場合の市町村や関係機関との連携

権利擁護業務・虐待防止・消費者被害に関する勉強会開催数	目標値： 2回
-----------------------------	---------

③ 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方をセンター職員が正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、課題の見立てと適切なアセスメント、必要に応じて第2層生活支援コーディネーターと連携し支援を行う。

居宅介護支援事業所にケアマネジメントの基本方針を周知し共有を図るとともに、居宅支援事業所への委託や介護予防給付におけるサービス事業所の利用が特定の事業所に偏らないよう配慮する。
※指定介護予防支援事業（介護保険法第115条の22）についても同様の趣旨とするのが望ましい

ア アセスメント

(ア) 利用者基本情報、アセスメントシート、興味・関心シート、基本チェックリストの実施

(イ) 生活機能低下の背景・原因及び課題の分析

(ウ) 元気塾リハビリテーション専門職による訪問同行支援の利用

イ ケアプラン作成

(ア) 達成可能で具体的な目標・利用サービス（元気塾や住民主体サービス、地域の社会資源等を効果的に選択の上、必要に応じて第二層生活支援コーディネーターと連携し、支援する

(イ) 地域ケア会議等を通じた、家族、サービス提供担当者等との認識の共有

(ウ) 必要に応じて保険給付や介護予防生活支援サービス事業以外の多様な社会資源の位置づけ

ウ モニタリング・評価

(ア) 目標の達成に向け、具体的なモニタリングと評価について定期的な進行管理の実施

(イ) サービス終了後、地域介護予防教室等地域資源へつなぐための自立に向けた支援の実施

通所型短期集中予防サービス（元気塾）利用人数	目標値：各包括ごとに市が算出
------------------------	----------------

通所型短期集中予防サービスから 地域介護予防教室等の地域資源につなぐ人数	目標値：各包括ごとに市が算出
---	----------------

住民主体による訪問型サービス利用者数	目標値：各包括ごとに市が算出
--------------------	----------------

地域包括支援センター主催による介護予防教室等の開催	目標値：2回
---------------------------	--------

元気塾リハビリテーション専門職訪問同行支援の利用	目標値：5回
--------------------------	--------

介護予防給付において特定のサービス事業所に 偏りがないようにする	目標値：占有率40%未満
-------------------------------------	--------------

居宅支援事業所に委託する際は、 特定の事業所に偏りがないようにする	目標値：占有率50%未満
--------------------------------------	--------------

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務・地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターは、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する、地域包括ケアシステムにおける中核の役割を果たす機関としての役割を果たすよう努め、担当する地域の特性や住民が抱える課題からそのニーズを把握し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントの実現を目指す。また地域ケア会議等を通して介護支援専門員に対する支援や介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の多職種との連携・協働の体制づくり及び地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制・地域包括ケアシステムの構築

- (ア) 医療機関、介護サービス事業者等関係機関との連絡体制の構築
- (イ) 地域の保健・医療福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- (ウ) 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整及び地域ケアにおける総合調整の活動推進
- (エ) ボランティア活動、N P O等によるサービスの提供や地域の助け合いなどのインフォーマルサービスとの協力、連携体制づくり及び地域のインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などサポート機能の強化

イ 介護支援専門員に対する個別支援

- (ア) 施設・医療機関と在宅、他制度を円滑に利用するための連携体制の構築
- (イ) 介護支援専門員（居宅介護支援事業所、介護保険施設等）に対する計画に沿った研修の実施や様々な機関が行う研修の情報提供
- (ウ) 支援困難事例に対し具体的な支援方針を検討し指導、助言等を行う（必要時地域ケア会議に促す）
- (エ) 個別のケアプラン及び介護支援専門員からの相談内容の分類、件数の把握

ウ 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者一人ひとりの自立した日常生活を支援し、必要な体制づくりの実施のために「地域ケア会議ハンドブック」に基づき地域ケア会議を行う。個別地域ケア会議や地域課題会議で発見された課題を地域課題調整会議を通して整理し、地域課題ネットワーク会議において改善策の検討等を行い、政策形成の一助とする。

地域ケア会議を積み重ねる中で生じた運営上の課題等については、「地域ケア会議あり方検討委員会」を適宜開催し、よりよい運営に向けて検討・改善を図る。

また、地域ケア会議の普及啓発を行い、関係機関等に地域ケア会議の周知を図り連携体制の構築を目指す。

<u>支援困難事例等に対する 居宅介護支援事業所支援ケース数</u>	目標値： 5件
--	---------

<u>地域ケア会議個別ケース会議 地域課題会議</u>	目標値： 個別ケース5件 地域課題1件
---------------------------------	---------------------

⑤ 認知症高齢者への支援

国が策定した認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた場所、より良い環境で自分らしく暮らし続けられるように、状態に応じた支援を行う。また、地域の見守りや支え合い等も含めた認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や認知症カフェ等との連携事業を実施する。並びに、認知症施策を推進する上で中心的役割を担う、認知症地域支援推進員を配置する。

ア 認知症地域支援推進員の配置・役割

- (ア) 認知症施策について、年度当初に事業計画を策定し、少なくとも四半期に一度進捗状況を確認するとともに、課題抽出と分析を実施
- (イ) 認知症施策に関連する地域の特色と、社会資源の把握
- (ウ) 市や関係機関との会議や連絡会に参加し、認知症に関する情報収集・共有
- (エ) 当事者会・家族会・9月の認知症を知る月間の事業実施に関する企画及び調整
- (オ) 認知機能低下に寄り添う通いの場の創出について中心的役割を担い、計画的な進行管理及び関係機関と連携した事業の実施

イ 相談支援業務について

- (ア) 地域の実情に応じた認知症の人とその家族の相談支援や支援体制の整備
- (イ) 認知症当事者や家族が抱える課題からニーズを把握し、必要に応じて適切な社会資源へのつなぎ

ウ 普及啓発活動

- (ア) 状況に応じたパンフレットやチラシの手配や作成等を行い、講座を開催するなど、地域住民へ認知症の正しい理解や見守りについて普及啓発活動の実施
- (イ) 認知症サポーター養成講座の実施
- (ウ) 9月の認知症を知る月間の企画運営

エ 認知症初期集中支援チームの活用

- (ア) 個別ケースを通じて検討し必要性に応じて活用、及び関係機関への普及啓発の実施

オ 地域連携・協力体制の整備（家族会・当事者会、住民主体の通いの場、認知症カフェ等）

- (ア) 定期的な情報共有や会への参加等、関係機関と連携し地域の認知症施策における支援体制の構築
- (イ) もの忘れ相談事業における相談、普及啓発、支援の実施

徘徊高齢者等認知症支援に関する個別地域ケア会議の開催件数	目標値： 1 件
------------------------------	----------

認知症講座（認知症サポーター養成講座、その他認知症講座）の実施件数	目標値： 2 件
-----------------------------------	----------

※カウント対象
・前年度に実施していない団体への講座（認知症サポーター養成講座、その他認知症講座）
・対象ごとに適切なテーマを設定して実施した講座（その他認知症講座）

(3) 基幹型地域包括支援センター業務・役割分担

多摩市地域包括支援センターの基幹となるセンターを設置することにより、地域包括支援センターと協働して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。基幹型地域包括支援センター業務及び業務の役割分担については以下の通りとする。

	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター	市（高齢支援課）
総合相談	・総合相談窓口機能	・相談受付（包括への引継ぎ）	
困難事例の支援	・高齢者虐待（疑い）、多問題世帯等の支援困難事例の相談受付・対応 ・訪問による状況確認 ・関係機関との連携	・地域包括支援センターの後方支援（介護保険・収入・世帯情報等の収集、庁内他課及び関係機関調整等）	・緊急一時保護 ・成年後見制度市長申立
権利擁護・虐待防止	・相談、通報受付・対応 ・高齢者及び養護者の支援 ・関係機関との連携 ・事業所等への勉強会の開催（包括と基幹型と協力して開催）	・相談、通報受付（包括へ引継ぎ） ・庁内他課及び関係機関調整、情報収集	・老人福祉法の措置 ・高齢者虐待の立入調査 ・緊急一時保護 ・成年後見制度市長申立 ・虐待マニュアルの整備（包括と基幹型と協力して作成）
地域ネットワーク	・関係機関（社協・民生委員・自治会等）との連携 ・地域資源の把握 ・地域実態の把握	・関係機関（警察・消防・保健所等）との連携	・関係機関（警察・消防・保健所等）との連携 ・見守りセンター養成講座の実施 ・見守り名簿や見守り体制及び緊急時の体制整備
ケアマネジャー支援	・個々のケース相談支援、助言 ・事例検討会等 ・ケアプラン点検 ・ケアマネ連絡会への出席	・ケース相談（包括へ引継ぎ） ・ケアマネ連絡会への出席	
地域ケア会議	・にこにこ・らくらくミーティング、わがまちミーティングの主催 ・ぐっとらいふミーティングへの事例提出及び出席 ・「地域ケア会議あり方検討委員会」への出席及びハンドブックの整備 ・地域ケア会議の普及啓発講習 ・地域課題ネットワーク会議の出席	・にこにこ・らくらくミーティング、わがまちミーティングへの出席 ・ぐっとらいふミーティングの主催 ・「地域ケア会議あり方検討委員会」の主催 ・地域課題調整会議の主催 ・地域課題ネットワーク会議の主催	・地域ケア会議ハンドブック整備（包括と基幹型と協力して作成） ・地域課題調整会議の主催 ・地域課題ネットワーク会議の主催
介護予防ケアマネジメント	・自立支援を基にした適切なケアマネジメントの実施 ・「介護予防ケアマネジメントを考える会」への出席	・地域包括支援センターの後方支援 ・「介護予防ケアマネジメントを考える会」への出席	・介護予防ケアマネジメントマニュアルの整備（包括と基幹型と協力して作成） ・「介護予防ケアマネジメントを考える会」の主催

	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター	市（高齢支援課）
認知症 支援・家族 介護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの活用 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・市民キャラバンメントが行う認知症サポーター養成講座の支援 ・認知症地域支援推進員の活動（NW オレンジの会等） ・認知症カフェの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期集中チーム員会議への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・NW オレンジの会の開催 ・認知症ケアパスの整備 ・認知症初期集中支援チームとりまとめ ・認知症サポーター養成講座とりまとめ ・認知症初期集中支援チーム検討委員会事務局 ・認知症初期集中支援チーム事業マニュアル、認知症地域支援推進員マニュアルの整備
医療・ 介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携研修及び講座の応援 		<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進協議会事務局（窓口調整）
生活支援体制 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層協議体委員 ・地域課題の共有 ・生活支援コーディネーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層協議体参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体事務局 ・協議体、第1・2層生活支援コーディネーターの支援
一般介護 予防事業 (介護予防 活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の実施 ・介護予防リーダーの活動支援 ・フレイル予防（TFPP）の実施 ・近所 de 元気アップトレーニング（近トレ）の支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防リーダーの養成と定例会の実施 ・ボランティアポイント事業の実施 ・フレイル予防事業（TFPP）の実施 ・うんどう教室の実施と指導員研修の実施 ・地域リハ活動支援事業の実施 ・近所 de 元気アップトレーニング（近トレ）への地域リハビリテーション専門職を派遣し活動支援 ・地域介護予防教室等住民主体の通いの場の支援
介護予防 生活支援 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による訪問型サービス、通所型短期集中予防サービスの利用受付・アセスメント・サービスの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による訪問型サービス、通所型短期集中予防サービス等の体制整備 ・生活サポーターの養成とフォローアップ研修の実施
指定介護 予防支援	<p>指定介護予防支援の実施</p>		
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議への出席 ・地域包括支援センター運営協議会への出席 ・一般介護予防事業評価委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議への出席 ・地域包括支援センター運営協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議の開催 ・地域包括支援センター運営協議会の開催 ・一般介護予防事業評価委員会の開催
一般福祉 サービスの 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用受付窓口及びアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用決定 ・一般福祉サービスマニュアルの整備